

# 信託の基本的な仕組みと特徴Q&A

金融機関の担当者として押さえておくべき  
信託の基本についてQ&A形式で解説する。

ここは  
押さえる

飯島 克仁  
いいじま司法書士事務所  
司法書士・家族信託専門士

**Q1**  
そもそも「信託」とは何？  
「委託者」「受託者」  
「受益者」とはどんな人？



**A** 近年、高齢者の資産管理や承継を行うための方法として「信託」が注目されている。信託とは、自分の財産を、契約等（信託行為）によって信頼できる人に託して管理や運用を行ってもらい、その財産から生じる利益を、契約で指定する人に渡す仕組みのことである。

この仕組みのうち、財産を託す人を「委託者」、財産を託されて管理・運用する人を「受託者」、財産から生じる利益を受け取る人を「受益者」という。信託は、基本的にこの三者構造から成り立つ。  
ちなみに、信託では委託者と受益者を同一に設定することも可能である。このような信託を

「自益信託」という。「委託者が自分の利益のために設定する信託」という意味である。

自益信託では、信託を設定したときに課税関係が生じることはない。税務上、信託財産から生じる利益を受け取る受益者が実質的な所有者とみなされる。自益信託では、信託の開始前後で所有者に変更がなかったものと扱われるのである。

一方、委託者と受益者が異なる信託を「他益信託」という。他益信託では、税務上、信託の開始前後で委託者から受益者へ信託財産の贈与があったものとみなされる。そのため、信託設定時に課税関係が発生する。

また、信託は「商事信託」と「民事信託」に区分される。両

者の違いは、受託者が信託財産の管理・運用を「営利目的」で行っているかどうかにある。つまり、信託銀行や信託会社などのように、営業として信託を受託している場合は「商事信託」に該当し、それ以外の信託は「民事信託」とされる。

**財産の所有権は移転するが独立した性質を持つ**

信託財産をどう活用するかという「信託の目的」は、委託者が自由に決められることができる。例えば「子どもや孫の教育費や結婚・出産費用を支援したい」「自分が認知症になったら家族に財産を管理してもらい、安定した生活を送れるようにしたい」「自分が亡くなった後、配偶者や子どもにスムーズに財産を承継したい」といった目的がある。受託者は、委託者が定めたこの目的に従って信託財産を管理することになる。

委託者が受託者に信託するこ

とができる財産は、原則として、金銭的価値のあるものなら何でも対象となる。例えば、金銭や有価証券、不動産等のほか、特許権や著作権等の知的財産権も含まれる。

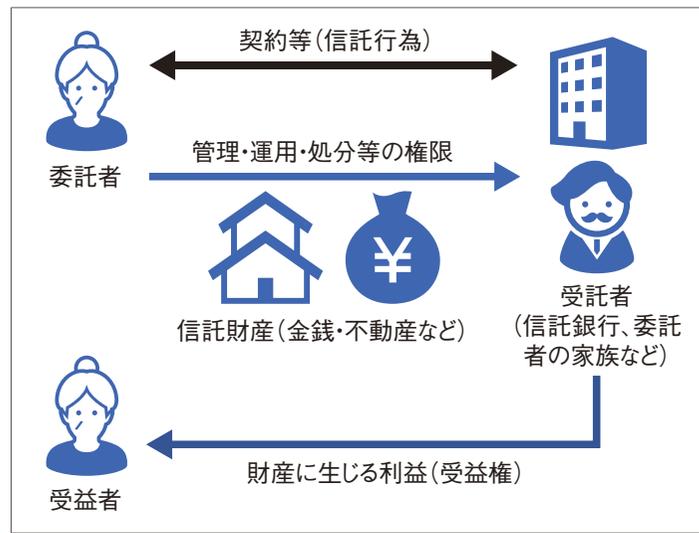
さらに、必ずしも委託者のすべての財産を信託しなければならないわけではなく、信託する

財産は契約等（信託行為）によって決めることになる。

信託が始まると、信託された財産の名義は委託者から受託者に移転し、受託者は財産の管理・運用を行う権限を持つ。例えば不動産を信託した場合は、委託者から受託者へ、信託を原因とする所有権移転登記を申請して名義を変更する。

ただし、名義を変更したからといって、信託財産が受託者固有の財産となるわけではない。

●信託の基本的な仕組みイメージ



委託者から受託者へ、信託を原因とする所有権移転登記を申請して名義を変更する。ただし、名義を変更したからといって、信託財産が受託者固有の財産となるわけではない。

「信託財産の名義人となってその管理・運用を行う」という極めて重要な役割を担うことから、受託者には様々な義務が課されている。代表的なもの、信託財産と受託者固有の財産を分別して管理しなければならない「分別管理義務」である。このほか、信託事務を遂行するにあたり、善良な管理者の注意をもってしなければならない「善管注意義務」や、受益者のために忠実に信託事務の処理等を行わなければならない「忠実義務」などもある。

**受託者は義務を負う一方報酬を受けることが可能**

「信託財産の名義人となってその管理・運用を行う」という極めて重要な役割を担うことから、受託者には様々な義務が課されている。代表的なもの、信託財産と受託者固有の財産を分別して管理しなければならない「分別管理義務」である。このほか、信託事務を遂行するにあたり、善良な管理者の注意をもってしなければならない「善管注意義務」や、受益者のために忠実に信託事務の処理等を行わなければならない「忠実義務」などもある。

なお、商事信託のビジネスモデルでも分かるように、受託者は、信託事務の処理の対価として報酬を受けることができる。これは、営業として信託を行わない民事信託においても同様である。ただしそのためには、契約等（信託行為）によって信託報酬を受ける旨をあらかじめ定めておくことが必要となる。

**POINT**

- 財産を信頼できる人に託して管理・運用をしてもらい、財産から生じる利益を指定の人に渡す仕組み
- 委託者の指示を受けて受託者が受益者のために財産等を管理することに